

浦安市男女共同参画団体登録基準

1 趣旨

この基準は、浦安市男女共同参画団体登録（以下「団体登録」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

市民団体の活動支援及びこれらの団体間におけるネットワーク形成を図り、団体と市が協働し、男女共同参画社会の形成又は女性の職業における活躍の推進に寄与することを目的とする。

3 登録の要件

団体登録をすることができる団体は、次に掲げる要件を備える団体とし、随時募集を行うものとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成又は「女性の職業における活躍の推進に関する法律」の推進に向けた取組や学習を行う団体であること。
- (2) 団体の構成員が2名以上で、半数以上が市内在住、在勤、又は在学であること。
- (3) 営利活動、政治活動、宗教活動を目的としていない団体であること。
- (4) 多様性社会推進課の事業やイベント等に協力することができる団体であること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、多様性社会推進課長が公序良俗違反その他不適当と認める事由に該当しないこと。

4 登録の申請

団体登録を希望する団体は、浦安市男女共同参画団体登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、多様性社会推進課長に提出しなければならない。

- (1) 構成員の氏名及び住所を記載した名簿
なお、市内在勤者は、勤務先の名称及び所在地を併記する。
また、市内在学者は、通学する学校の名称及び所在地を併記する。
- (2) その他多様性社会推進課長が必要と認める書類

5 登録の決定

多様性社会推進課長は、前項に規定する申請があったときは、審査を行い、3に定める要件に適合すると認めたときは、団体登録を決定し、浦安市男女共同参画団体登録証（第2号様式）を交付する。

6 有効期間

団体登録の有効期間は、団体登録の決定をした日から2年間とする。

7 登録の更新

団体登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）が団体登録の更新をしようとするときは、団体登録の有効期間が満了する日の1か月前から更新手続を行うことができる。更新については、4から6までを準用する。

8 登録内容の変更

登録団体は、団体登録の申請内容に変更があったときは、団体登録証を添えて、速やかに浦安市男女共同参画団体登録変更届出書（第3号様式）を多様性社会推進課長に提出しなければならない。

9 登録の抹消

多様性社会推進課長は、登録団体が3の要件に適合しないと認めたときは、登録を抹消することができる。

10 登録団体への支援

多様性社会推進課長は、登録団体に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 多様性社会推進課内の掲示スペース等で、登録団体の紹介、会員募集及びイベント開催に関する情報等を広く発信する。
- (2) 多様性社会推進課内のミーティングスペースの利用について、登録団体からの予約は、利用希望日の属する月の3月前の月の初日から受け付ける。
- (3) 男女共同参画に関する情報を提供する。

附 則

この基準は、決裁の日（平成30年9月1日）から施行する。

附 則

この基準は、決裁の日（令和2年4月1日）から施行する。